

食堂業務委託契約書（案）

大分県立九重青少年の家 所長 山崎 充 （以下「甲」という）と ☐
☐ ☐（以下「乙」という）とは、大分県立九重青少年の家（以下「施設」という）の
食堂業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 甲は、乙に対し、別添1「九重青少年の家食堂業務委託仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託料）

第3条 各年度の委託料は次のとおりとする。

年 度	支 払 額
令和8年度	円（うち消費税額 円）
令和9年度	円（うち消費税額 円）

2 委託料の支払いは半年毎とし、乙は、甲に第9条に基づく業務報告書を提出し、検査に合格した後、甲に委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（給食費）

第4条 乙は、委託業務を次の要領で行うものとする。

一 給食費は1人あたり下記のとおりとする。（消費税込み）ただし、甲の承認を得た場合は、給食費の変更ができるものとする。

区 分	小学生未満（幼児等）	小学生以上
朝 食	円	円
昼 食	円	円
夕 食	円	円
野外炊飯	円	
弁当	円	

二 甲乙の経費負担については、別紙1「経費負担区分」のとおりとする。

三 給食費は、受給者（利用者）が負担し、乙が徴収するものとする。

四 乙は、甲が指定した献立又は乙が作成した献立により受給者（利用者）への給食を行うものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ献立内容を調整するものとする。

2 乙は、受給者（利用者）から徴収した給食費及び委託料をもって委託業務を実施するものとする。

(契約保証金・食堂使用料)

第5条 契約保証金及び食堂使用料については、これを免除とする。

(委託期間)

第6条 令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。ただし、九重青少年の家の利用受入停止期間を除くものとする。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務の実施に当たっては、業務責任者を定め、業務の指揮監督に当たらせるものとする。

(監督職員)

第8条 甲は、九重青少年の家所長を監督職員として定めるものとする。なお、監督職員を変更した場合は、その氏名を乙に通知するものとする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、調査、協議、連絡調整、受理

二 調理業務終了後における日常点検表による検査

三 毎月の履行状況の確認及び検査

3 第2項の規定に基づく監督権限のうち、指示、調査及び検査を行う場合は、原則として、書面により行わなければならない。

4 乙は、この契約に定める報告及び仕様書に定める報告、協議、連絡調整は監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務報告)

第9条 乙は、「月分給食報告書」(様式第1号)により、業務の実施報告を毎月末毎にとりまとめ、それぞれ翌月15日までに報告しなければならない。

(委託業務の処理方法)

第10条 乙は、委託業務を原則として、甲が別に定める「食堂業務委託仕様書」及び厚生労働省が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って処理しなければならない。

(職員の雇用)

第11条 乙は、委託業務に従事する職員を、「調理業務従事者報告書」(様式第2号)により給食開始前まで甲に報告しなければならない。変更があった場合は、「調理業務従事者変更報告書」(様式第3号)により報告するものとする。

2 乙は、職員の風紀・規律及び衛生・健康管理に厳重に留意するものとする。

(設備等の提供)

第12条 乙は、委託業務を実施するため、九重青少年の家の厨房室等別表1の施設及び別表2の備品等を使用することができる。

(設備等の滅失または損傷)

第13条 乙は、第12条に指定する設備等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、設備等の滅失又は損傷が、自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、乙の負担において設備を原状に復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、弁当・パン等の提供については、甲の許可のもと、第三者にこれを委託することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の書面による承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(実地調査等)

第16条 甲及び監督職員は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、給食費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約不適合責任)

第17条 乙が第9条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除等)

第18条 甲又は乙は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により相手方に申し出て、甲乙協議して、本契約を解除又は契約の一部を変更するものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、別に期間を定めこの契約を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務を継続する見込みがないと認められるとき
 - 二 乙の委託業務の履行が、著しく不誠実と認められ、又は本契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき
 - 三 乙の責めに帰すべき事由により、本契約に違反したとき
 - 四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき
- 3 甲は、前項の規定により契約を解除し、それによって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（解除後の処理）

- 第19条 乙は、前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した業務実績を書面によって甲に報告し、当該業務実績に相当する委託料の請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

（新旧受託者の引継）

- 第20条 乙は、契約満了等により、新しい受託者に引き継ぐ場合は、円滑に引継が行われるよう甲及び新しい受託者と十分協力するものとする。

（検食）

- 第21条 甲は、乙が提供する給食について、受給者（利用者）への提供前に検食を行うものとする。
- 2 検食の結果、異味、異臭、異物混入その他衛生上又は品質上の問題が認められた場合、乙は甲の指示に従い、当該給食の提供中止、交換、代替食の提供その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

（食中毒等）

- 第22条 乙の調理する給食に起因して食中毒、その他疾病が生じたときは、乙が一切の責任を負うものとする。

（損害賠償）

- 第24条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他の不可抗力による損害と認められるときは、この限りではない。

（災害時における食料の提供）

- 第25条 甲は、九重町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、食料の提供が必要となるときは、乙に対して協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。
- 3 第1項に定める食料の提供により発生した費用は、甲の負担とする。

(機密保持及び個人情報保護)

第26条 乙はこの契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲	住	所	大分県玖珠郡九重町大字田野204番地47
氏	名		大分県立九重青少年の家
			所長 山崎 充

乙	住	所
氏	名	

別 紙 1

経 費 負 担 区 分

経費項目	甲負担 (県負担)	乙負担 (業者負担)	備 考
食材費		○	検食分含む
ガス代		○	メーター有
電気代 (厨房動力・電灯)		○	メーター有
水道代		○	メーター有
水質検査諸経費	○		
備品購入費・修繕費	○		ガス釜等備品
食器具・調理用具費	○		包丁・まな板・なべ・皿・やかん等
保健衛生費		○	検便費、健康診断費、手指消毒薬、洗剤等
被服費		○	エプロン、マスク、長靴等
給食用消耗品費		○	ビニール袋、ラップ類等
給食関係事務費		○	メニュー等紙類、コピー代等
通信運搬費		○	食堂専用電話代等
清掃関係費		○	食堂内、ダクト、排水口（定期的）
鼠・ゴキブリ駆除費		○	月1回程度
火災・食中毒・その他 疾病損害賠償保険費		○	
営業許可に係る経費		○	営業許可手数料等
業者選定に係る経費		○	写真代・紙類・切手代等

※電気代及び水道代は、乙の使用量に応じた金額を甲が算定し、乙に通知するものとする。金額の算定は庁舎管理費の算定方法に準ずるものとする。

※項目外の経費については、甲乙協議の上決定する。

別 表 1

区分	室名	室数	備考	
管理棟	厨房事務室	1	4.86	m ²
〃	休憩室	1	9.72	m ²
〃	専用便所	1	2.04	m ²
〃	食品庫	1	6.12	m ²
〃	プレファブ冷凍冷蔵室	1	9.26	m ²
〃	厨房	1	95.27	m ²
〃	食堂	1	211.72	m ²
〃	プロパンガスボンベ庫	－	9.8	m ²
〃	下洗	－	2.24	m ²
〃	グリストラップ	－	1.08	m ²
〃	手洗	－	1.2	m ²
〃	廊下	－	41.8	m ²
〃	テラス	－	179.84	m ²
〃	スロープ等	－	109.4	m ²
合計		7	684.35	m ²

別 表 2

室名	設備品名	数量	備 考
厨房	サービステーブル	1	テーブル
〃	サイドテーブル	1	テーブル
〃	厨房用テーブル	11	テーブル
〃	配膳台	5	
〃	食器浸湯槽	1	
〃	食器洗浄機	1	
〃	食器消毒保管庫	1	
〃	戸棚	1	
〃	サイロ	1	
〃	水圧洗米器	1	
〃	1 槽シンク	1	
〃	2 槽シンク	1	
〃	ガス炊飯器	2	
〃	ガス回転釜	2	
〃	検査食用冷凍庫	1	
〃	食堂用冷蔵庫	1	
〃	サイの目切機	1	
〃	ガスフライヤー	1	
〃	ガステーブル	1	
〃	シューズボックス	1	
〃	クリーンロッカー	3	
〃	スチームコンベクションオーブン	1	
〃	電子ジャー	2	
〃	立型炊飯器（ガス）	1	
〃	包丁まな板殺菌庫	1	
〃	ワゴン	1	
〃	寸胴	4	
食堂	製氷器	1	
〃	湯沸台	1	
〃	ガス湯沸器	1	
〃	厨房用テーブル	2	
〃	トレイレーン	3	

室名	設備品名	数量	備 考
厨房	飯碗	297	蓋付 133×54
〃	湯呑	404	86×51
〃	角小鉢	602	115×115×50
〃	焼物皿	273	194×136×21
〃	焼物皿	2 7 3	194×136×21
〃	和皿 1 8	346	177×23
〃	和皿 1 4	279	140×23
〃	漬物皿	229	100×19
〃	角皿	300	170×170×34
〃	ボール	119	142×57
〃	ミニボール	349	120×53
〃	カレー皿	350	240×30
〃	はし	600	木箸 21 cm
〃	お盆	400	330×330×24
〃	雪手鍋	3	24 cm
〃	鍋	2	42 cm
〃	鍋	2	45 cm
〃	包丁	3	出刃 330
〃	包丁	5	菜切 290
〃	マナイタ	4	720×330×20
〃	泡立器	2	450
〃	フライ返し	2	
〃	めししゃもじ	3	木製、大
〃	米揚ざる	3	ステンレス 330×200
〃	残菜入	3	45 ㍓入
〃	米びつ	1	
〃	温度計	1	室内用
〃	ローメ	3	網付 23 cm
〃	小型スコップ	5	小 230×85
〃	万能トンダ	2	400 mm
〃	台称	1	100 kg
〃	はかり	1	20 kg
〃	フライパン	2	32 cm
〃	フライパン	3	24 cm